

伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会

議事録

令和2年11月25日（水）14：00～15：30

愛媛県県民文化会館 2階 真珠の間A

1 開会

○福井防災安全統括部長

愛媛県防災安全統括部長の福井でございます。委員の皆様には、年末も近づきまして大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、今年は、この専門部会7回、それから親会の管理委員会を2回、これまで開催しております。例年より様々な案件をご審議いただきまして格別のご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、本日は伊方原子力規制事務所の村上所長様にもご出席いただいております。どうぞよろしく申し上げます。

さて、本日の審議事項は2つございまして、使用済燃料乾式貯蔵施設の設置計画、そして2号機の廃止措置計画でございますけれども、こちらにつきましては、平成30年に四国電力から事前協議の申入れがなされました。それ以降、乾式貯蔵施設の先行事例であります東海第二発電所、そして福島第一原子力発電所の現地調査を委員の皆様をお願いをいたしました。そして、前回でございますけれども、原子力規制庁の担当者に直接、審査結果を確認していただくなど、これまで合計6回の部会を開催し、計画の内容、そして安全性等について幅広い視点から厳しくご審議をいただいております。前回の部会では、国の審査結果の説明を踏まえた審議を行っていただきますとともに、報告書案のうち、これまでの審議内容の部分等をご確認いただいたところでございまして、本日は計画の妥当性の判断と部会要望事項等も含めた最終的な報告書案についてご審議をいただくこととしております。

委員の皆様方には、伊方発電所の安全性向上に向け、技術的・専門的観点から厳しくご審議をいただきますよう、改めてお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局

これから審議に移りますので、報道機関の方は事前にお知らせしましたとおり、カメラでの撮影は取材区域でお願いします。

それでは、以後の議事進行につきましては、要綱に基づき望月部会長さんをお願いします。

○望月部会長

ただいまから、伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会を開始いたします。

本日の審議事項であります伊方発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設及び伊方発電所2号機の廃止措置計画について、これは前回11月13日の本部会において、資源エネルギー庁から核燃料サイクル等の原子力政策について、また、原子力規制庁から審査結果について説明をいただくとともに、部会報告書の案の構成及び審議結果についても審議していただいたところであります。本日

は、これまでの審議内容を踏まえ、部会報告書の取りまとめに向けた審議をしていただくということでもあります。

それでは、審議事項1の伊方発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

愛媛県原子力安全対策推進監の大橋です。本日は、審議事項の伊方発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設及び伊方発電所2号機の廃止措置計画について、前回お示ししました部会報告書案に前回の審議事項を反映するとともに、部会としての全体的な判断と要望事項についてお示ししておりますので、その内容についてご審議をお願いいたします。

それでは、資料1により審議事項1の伊方発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設について、ご説明いたします。失礼して、着座にて説明いたします。

資料1の方をお願いいたします。

前回、この報告書の案をお示しさせていただきましたけども、最後の審議結果は空欄でございました。本日は取りまとめの審議結果の部分をご説明させていただきたいと思っております。

また、全体を再整理したり、修正したりしておりますので、その主な変更点及び追加しました点につきまして、ご説明をいたします。

まず、2頁の下の表をご覧ください。今回、第7回目に、部会報告書取りまとめとして、仮ではございますけれども、本日の日付を入れてございます。

続きまして、24頁をご覧ください。

第4 原子力規制委員会の審査結果でございます。

前回11月13日の部会におきましては、原子力規制庁より審査結果の説明を受けたところでございますが、この内容につきましては、その際、規制庁より説明のあった内容を基に、事務局の方でまとめたものであり、今回、新たに追加した項目でございます。

原子力規制庁からは、「3 主な審査項目における確認結果」にございますように、「①地震による損傷の防止」、「④外部からの衝撃による損傷の防止」、25頁に移りまして、「⑩燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設」などの説明があり、それぞれ審査ガイド等に定める規定に適合している旨、説明いただきました。

また、4でございますが、パブリックコメントと呼んでいます、科学的・技術的意見の募集の中で、多くいただいた意見のうち1つをご紹介いただきましたが、記載にありますように、3号機が廃炉となった場合に、乾式キャスクに閉じ込め機能に異常があった場合の修復性に係る意見及びその考え方の説明があったところでございます。

続きまして、26頁をご覧ください。

前回の部会で、「1 審議で確認した主な事項」を、①から⑯までまとめた旨お伝えしましたが、前回のご審議を踏まえた新たな事項を追加し、また、ある程度くくれる内容に関しましては、27頁、「②乾式貯蔵施設の安全性について」、28頁の「③乾式キャスクの安全機能について」、また33頁の「④使用済燃料の長期健全性について」などのようにくり整理してございます。

それでは変更・追加した主な内容についてご説明をいたします。

34頁をご覧ください。

「④使用済燃料の長期健全性について」のうち、「(3)貯蔵期間中における使用済燃料の健全性確認について」でございます。

前回の部会におきましては、村松委員から、原子力規制庁に対して、国において、乾式キャスクに収納した使用済燃料の貯蔵期間中の健全性について、審査で重視した点は何かといったご質

問がございましたので、その問いを枠内の2段落目に追記し、規制庁の回答を、四国電力の回答の下に追記いたしました。

続きまして、35頁をお願いいたします。

「④使用済燃料の長期健全性について」のうち、「(4)長期健全性を維持するための基準値の設定経緯について」でございます。

前回の部会において、渡邊委員から、四国電力が説明した資料に対する意見ではございますが、米国アイダホ国立研究所の試験が、あたかも高燃焼度燃料に対して試験を行ったような表現となっているため、修正してほしいという旨の意見がございましたため、四国電力の回答の1行目において、燃焼度約36GWd/tのPWR燃料を収納した乾式キャスクによる実機検証試験と追記し、また、中ほどではございますけれども、当該報告書（平成21年総合資源エネルギー調査会報告書）の中で、今回、乾式キャスクに収納する設計としている燃焼度48GWd/tまでの使用済燃料の健全性が維持されることを確認している、と追記をいたしました。

続きまして、37頁をお願いいたします。

「⑦使用済燃料の計画的な搬出について」でございますが、これまでも本部会におきまして、乾式貯蔵施設の位置づけ等に関連するご質問等はあったところでございますが、前回の部会においては、資源エネルギー庁から、乾式貯蔵施設の位置づけ、再処理工場の状況等について説明があったことから、今回、新たに項目としてまとめ、追記してございます。

続きまして、その下、「⑧安全性向上を支える合理的な原子力政策の運営について」をご覧ください。

前回の部会においては、村松委員から、資源エネルギー庁に対して、リスク評価を用いた、合理的な政策運営の取組みが必要ではないかのご意見がございましたので、今回、新たに項目として追記いたしました。

続きまして、38頁をご覧ください。

「2 審議結果」でございます。

こちらにつきましては、前回の部会においては、空欄としておりましたが、今回、これまでのご審議を踏まえ、記載をいたしました。以下、読み上げをさせていただきます。

原子力安全専門部会としての全体的な判断。

原子力安全専門部会においては、平成30年6月に第1回目を開催して以降、先行事例の現地調査を行い、また、これまで7回の会合を行い、四国電力からの申請内容の説明、原子力規制委員会からの審査結果の説明及び資源エネルギー庁からの核燃料サイクル政策に関する説明を受け、主として、次の論点について確認を行ってきた。

伊方発電所の総合的な安全対策。乾式貯蔵施設の耐震性及び周辺斜面の安定性。乾式キャスクの安全機能に関する解析結果の精度等。乾式キャスクの除熱機能。中性子遮蔽材（レジン）等の乾式キャスク構成部材の劣化。乾式キャスクへの衝撃に対する健全性等。貯蔵期間中の使用済燃料の長期健全性及び基準値の設定経緯。発電所周辺の空間線量率。乾式キャスクへの新発見の確認・反映。使用済燃料の計画的な搬出。安全性向上に向けた合理的な原子力政策の運営。

ここで訂正でございますけれども、「安定性向上に向けた」と、ここでしておりますけれども、この表現につきましては、37頁の⑧の項目に合わせまして「安定性向上を支える」というふうに訂正したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは説明を続けさせていただきます。

これら論点等について審議した結果、四国電力が平成30年5月25日に原子力規制委員会に提出した使用済燃料乾式貯蔵施設設置に係る伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書及び同日、安全協定に基づき愛媛県に申入れを行った使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に関する事前協議

については、設計貯蔵期間における乾式キャスク及び使用済燃料乾式貯蔵建屋による使用済燃料乾式貯蔵施設の安全性について、設置許可基準規則に適合するとした原子力規制委員会の審査結果は妥当なものと判断するとしてございます。

続きまして、「付言、要望事項」でございます。

「1 審議で確認した主な事項」を踏まえ、原子力安全専門部会としての付言、要望事項を次のとおり取りまとめた。

については、愛媛県から、四国電力及び国に対して要請するとともに、適宜、取組状況を確認することを求めるものである。

39頁をお願いします。

「1 設置工事などにおける安全確保及び取組みについて」、狭隘な伊方発電所において、3号機の運転と1、2号機の廃止措置、乾式貯蔵施設設置工事など、様々な作業を並行して実施することとなるため、作業開始に当たっては、事前に、あらゆる視点から安全性を確認して作業計画を作成するなど、安全確保を最優先とした取組みについて関係者に周知徹底すること。

「2 貯蔵期間中における安全性向上に向けた新知見の反映等について」、乾式貯蔵施設の運用開始後は、乾式キャスクの定期的な監視等を行うことにより、安全性の確認を継続して実施すること。また、国内外における乾式キャスクに関する実証試験や保管実績等の知見を継続的に収集するとともに、伊方発電所敷地内での保管状況等を積極的に調査・研究し、安全性向上に資する対策を適時・適切に講じること。国は、原子力規制検査などを通じて、事業者の保安活動への取組みをしっかりと監視・監督するとともに、国内外の最新の知見を絶えず収集し、使用済燃料乾式貯蔵施設を含め原子力安全対策の不断の向上に取り組むこと。

「3 使用済燃料の計画的な搬出に向けた取組みについて」、再処理工場の稼働状況等を踏まえ、使用済燃料を計画的に搬出するとともに、使用済燃料の保管状況や搬出計画等について、適宜、原子力安全専門部会に報告すること。国においては、伊方発電所の使用済燃料が確実に搬出されるよう、核燃料サイクルの推進にしっかりと取り組むこと。

「4 原子力政策の理解促進について」、国は、核燃料サイクルや使用済燃料対策などの原子力政策について、現状のみならず、長期的な視点に立った丁寧な説明を継続的に実施すること。また、説明に当たっては、安全上の優位性から乾式貯蔵施設による使用済燃料の貯蔵を促進しているなど政策決定の科学的根拠も含めて説明すること。

本部会報告書の説明は以上でございます。

○望月部会長

ありがとうございました。この内容につきまして、欠席の委員からご意見等ございましたら、事務局からお願いいたします。

○事務局

愛媛県原子力安全対策推進監の大橋です。本日の資料につきましては、事前に各委員に送付させていただいており、本日、ご欠席の宇根崎委員及び岸田委員からは、本資料について、部会報告書を取りまとめた内容は適当と認める旨の回答を頂戴しておりますので、ご報告させていただきます。

○望月部会長

ありがとうございます。それでは、委員の先生方、ご意見、コメント等ございませんでしょうか。

内容は、この間、直近で話し合った内容なので、よく覚えておられると思うんですけども、何かございませんか。それを踏まえて修正・追加をしていただいた案になります。委員の先生方がご指摘されたコメントとか、その辺ちゃんと盛り込まれておりますか。

どうぞ。村松先生。

○村松委員

意見としては盛り込まれているというか、とても適切に表現していただいていると思っています。特に、私、自分で発言したことに関係するところとしては、39頁の1、2、3、4と大きな項目で提言が書いてございますけれども、そのうちの2番目のところで長期貯蔵中の燃料被覆管の健全性ですとか、そういうことを議論した際に、一応、少し損傷するようなことがあったとしても二重の蓋があるので大丈夫なようにしているということは基本的にはそういうことで安全性を確保しているという論理を説明していただきましたけれども、あわせてそれで安全性は確保できると考えるけれども、一層の安全性向上という観点から、国内・国外における実証試験等をさらにフォローしていくということが大事ですということを申し上げさせていただきました。ここで特に、私、よかったと思うのは、文章の中の4行目で、「伊方発電所敷地内での保管状況等を積極的に調査・研究し」と、国内外のものと併せて安全性向上に対する対策を適時・適切に講じることということで、「積極的に」という言葉とか、最後の行にある「不断の向上に取り組む」とか、能動的にやってくださいということを書いているところであり、それが非常に重要だと思っています。

それから、原子力政策の中で前回ですけれども、リスク評価について様々な施設について、それを行って今後の安全性向上等とか規制とかに反映させていくことが重要ではないかということに対して、資源エネルギー庁さんからは、かなり積極的にそういうことをやっていますというお話をいただいたんですけども、それが4番目のところに反映されていると思います。最後のところに、「丁寧な説明を継続的に実施すること」とか、それから「政策決定の科学的根拠を含めて説明すること」というところにそれを反映させていただいているんだと思うんですけども、まさにそういうことで、科学的根拠をきちんと説明することは実際には行政を行う人が自分でも科学的根拠を求めてそれをしっかりと確認していないと説明することもできないわけですから、その点は非常に重要な指摘であると私思っております。

そういうことで、申し上げたかったことが非常に適切に反映していただいていると思っております。以上です。

○望月部会長

ありがとうございました。

そのほか、ございませんでしょうか。

森先生。

○森委員

報告書のほうはとてもバランスよく、抜けがなく作成されていると思いました。39頁で、先ほど村松委員がご指摘になられた39頁の4つのうちの2つ目に関して、私もとても重要だと思います。私の理解と、それからその理解に基づくほんのわずかながらの懸念なんですけど、第3項目に、使用済燃料の計画的な搬出に向けた取組みについてと題した中に、2から3行目、「適宜、原子力安全専門部会に報告すること」ということで、実際に、この1、2、3、4に関して行われてくるであろう将来の四国電力さん、あるいは国なんかの要請という内容なんです。四国電力さ

んなんかが行われてくるであろう保管状況や搬出計画については原子力安全専門部会に報告するというような担保されているんですけども、この第2項目目の新知見の反映だとかというのは、必ずしも担保されていない、非常に厳密に読めば担保されていないというふうにちょっと思いましたので、可能であれば、こういう原子力安全専門部会に報告することといったような文言を2つ目のほうにも入れていただければ安心できるなというふうに思いました。以上です。

○望月部会長

ありがとうございました。この点はいかがでしょう。

○事務局

はい、おっしゃられるとおり、2つ目のほうに適宜、報告することという文言は入ってはいないんですけども、38頁の一番下のところに、「要請するとともに、適宜、取組状況を確認することを求めるものである」ということが、全体にかかるように書いてありますので、新知見等を反映するという、そういった内容についても、四国電力から報告してもらいたいというふうに思います。

○森委員

4項目とも適宜、取組状況を確認することを求めることができるという、そういう意味ですね。分かりました。ありがとうございました。

○望月部会長

それも全部かかっているという、そういう付言ということだと思います。

○森委員

第3項目目だけ例示的に書いてあるという理解でよろしいんですね。ありがとうございました。

○望月部会長

そうです。
渡邊先生。

○渡邊委員

先ほどの39頁の2番のところで、ちょっと表現が難しいんですけど、「積極的に調査・研究し、安全性向上に資する対策」というのはどういうことかということをお伺いしたいんですけども。例えば、前回、前々回と色々な例えば燃料の健全性についての議論になったときに、例えば、審査では0.1%の健全性でも大丈夫だということだったんですね。ところが実際上は、その10分の1、あるいは100分の1の健全性というのが燃料の使用期間中であって、随分現実と規制との関係というのが、もう何桁も違うというようなことが分かってきたんですね。それと、例えば色々な新知見と言われているものでも非常にデータそのものは非常に古いものを見直してきているということもいろいろ分かってきたんですね。そのときに、ここに書いてある色々な知見をこれから集めるでしょうけども、実際、何を研究して何を調査するのかというのを、もう少し四国電力のほうに具体的に明らかにしてもらいたいという要望があります。

それと、そこの前にもう少し説明があったんですけども、25頁の最後のほうにパブコメでの議論、意見が載っています。3号炉が廃炉になったときに、燃料の修復性が担保されないのではな

いかという意見で、仮に3号炉が廃炉になった場合でも燃料等の機能が維持すると解釈されて、これまでは1号、2号炉廃炉にするときには、まず燃料を搬出して廃炉という段階に、非常に早い段階の第1段階から燃料を搬出するという計画を1号、2号の場合には取られるんですね。それは、どこもそうですけども、こういう長い廃炉計画だったり、燃料の保管というものが60年にわたってとなるときに、もう少し具体的な、例えば3号炉はもう運転の時期がはっきりしてるわけで40年運転しても60年運転してもいろいろ、その日程というはある程度分かるわけで、そういうものをもう少し具体的なタイムスケールで明らかにできないんでしょうかというのが、私のもう一つの質問です。

それと、35頁で、私がいろいろ質問してきた内容については、燃焼度ごとに話をされて非常によくまとまっているというのが私の意見です。以上です。

○望月部会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。3号炉の廃炉、どちらが先かということになるかもしれませんが、この辺は考えているよということだと思んですけども、どうぞ。

○四国電力

四国電力の古泉です。考え方としましては、ここに記載されているんですけども、25頁にもありますけれども、使用済燃料ピットの機能が必要な期間というのは、機能を維持するように管理していくというのが基本であります。使用済燃料がいつまであるかというのは、これは基本的には廃炉までには全て出すということになっておりますので、そういうのがまずベースにあります。タイムスケジュールというとなかなか難しいんですけども、再処理工場に使用済燃料を搬出してまいりますので、それがどの程度計画的に搬出していくかによって、タイムスケジュールというものも形が作れると思うので、現時点で60年というのはあくまでもキャスクの設計の期間であって、60年運用するということを決めているものではありませんので、なかなかタイムスケジュールというのはお示しできませんけども、基本的な考え方としては燃料を廃止措置完了までには全て出すと、それからその間に必要な機能については適切に維持管理していくということになります。

○望月部会長

はい、どうぞ。

○渡邊委員

ちょっと分かりにくかったんですけども、今の説明で、燃料の冷却期間と言われているのは、25年を想定しているわけですか。

○四国電力

四国電力の古泉です。乾式貯蔵施設に持っていく使用済燃料は、使用済燃料プールで15年以上冷却したものを持っていきます。

○渡邊委員

分かりました。

先ほどの話なんですけども、3号炉は運転時期が決まっています。40年運転しても60年しても同じようなスケールで決まるわけで、私が言っているのは、搬出するというのは、量的な問題では

影響してくるでしょうけども、どういうふうな運用をするかということについてはそんなに変わらないと思うんですけども、なかなかそれを示すのは難しいということですか。時間スケールでは示されるわけですね。

○四国電力

四国電力、古泉です。誤解を与えたかもしれませんが3号機が40年ないし60年、一定期間の運転を終えるまでは、当然、使用済燃料は発生しますので、3号機は廃炉段階に入っても使用済燃料ピットなど必要な設備については維持管理をしていくということです。それがいつまでというのは、例えば六ヶ所への搬出というのもありますのでなかなか言えません。

○渡邊委員

最低でも15年間の冷却期間がプールで必要ということですか。分かりました。

○望月部会長

ありがとうございます。

そのほかはございませんでしょうか。どうぞ。

○事務局

すみません、先ほど渡邊委員から、39頁の2項目目の2段落目にある「積極的に調査・研究し」との記載について具体的なことは何かあるのか、といった質問がございましたけれども、こちらは具体的に何をというところはないんですけども、様々な知見を前向きに収集して反映してほしいと思っております。

○望月部会長

報告書の中では、前に渡邊先生が言われたように、古いデータを持ってきて、これぐらいのことで量的にやっている分を、それを今回採用しながら安全、健全性を言っているというところも、一応正確に書かれているというところは評価したいなとは思いますが。

そのほか、ございませんでしょうか。

それでは、皆様からのご意見を踏まえて、資料1の乾式貯蔵施設に関する部会報告書案については、この取りまとめた部会報告書を次回の親委員会である環境安全管理委員会に報告させていただきたいと思いますが、ご了承していただけますでしょうか。

ありがとうございます。

2 審議事項

(2) 伊方発電所2号機の廃止措置計画について

○望月部会長

それでは、続きまして、審議事項2の伊方発電所2号機の廃止措置計画について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

愛媛県の原子力安全対策推進監の大橋です。

それでは、資料2により、審議事項2の伊方発電所2号機の廃止措置計画につきまして、ご説明をいたします。

資料2をお願いいたします。

こちらにつきましても、前回ご提示しました資料からの主な変更点及び追加した点につきまして、ご説明いたします。

まず、2頁目下の表でございますけれども、今回、第5回目に、部会報告書の取りまとめとして、仮ではございますけれども、本日の日付を入れさせていただいています。

続きまして、14頁目をお願いいたします。

「第5 原子力規制委員会の審議結果」でございます。前回11月13日の部会におきましては、原子力規制庁より審査結果の説明を受けたところでございますが、この内容につきましては、その際、規制庁より説明のあった内容を基に、事務局のほうでまとめたものであり、今回、新たに追加した項目でございます。

原子力規制庁からは、「3 主な審査項目における確認結果」にございますように、「①解体対象となる施設及びその解体の方法」、「②性能維持施設」、15頁に移りまして「④核燃料物質の管理及び譲渡し」及び「⑥核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」などの説明があり、それぞれ審査基準に定めている規定に適合している旨、説明いただきました。

続きまして、19頁をお願いいたします。

こちらは16頁以降でまとめています、審議で確認した主な事項の各項目となりますが、まずは上段の「⑥低レベル放射性廃棄物の処分方法について」をご覧ください。

前回の部会において、望月委員から資源エネルギー庁に対し、クリアランス制度の国民の理解促進について、ご意見ありましたが、そのご意見を枠内の2段落目に追記し、資源エネルギー庁の回答を、四国電力の回答の下に追記いたしました。

続きまして、その下の「⑦約40年間かけて廃止措置を行うことの妥当性について」をご覧ください。

前回の部会におきまして、渡邊委員から原子力規制庁に対しまして、廃止措置期間について、約40年という期間の科学的合理性について質問がありましたが、その問いを枠内の2段落目に追記し、規制庁の回答を20頁の中ほどに追記してございます。

続きまして、その下、「⑧廃止措置期間における人材育成への取組みについて」をご覧ください。

前回、渡邊委員から、原子力業界全体における人材育成についてご指摘があり、その問いを枠内の1段落目に、原子力業界全体も含めと追記し、四国電力の回答を3段落目に追記してございます。

続きまして、21頁をご覧ください。「2 審議結果」でございます。こちらにつきましては、前回の部会においては、空欄としておりましたが、今回、これまでのご審議を踏まえ、記載をいたしました。以下、読み上げさせていただきます。

原子力安全専門部会としての全体的な判断、原子力安全専門部会においては、平成31年2月に第1回目を開催して以降、これまで5回の会合を行い、四国電力から申請内容の説明を受けるとともに、原子力規制委員会から審査結果の説明、資源エネルギー庁から廃止措置に伴い発生する廃棄物の対策に関する説明を受け、主として、次の論点について確認を行ってきた。廃止措置の先行例を踏まえた除染計画への反映、作業時の作業員の被ばく線量の低減、発生する低レベル放射性廃棄物の保管及び処分方法、長期間にわたる廃炉作業を踏まえた人材育成の取組み。これら論点等について審議した結果、四国電力が平成30年10月10日に原子力規制委員会に提出した伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書及び同日、安全協定に基づき愛媛県に申入れを行った、伊方発電所2号機の廃止措置に関する事前協議については、全体計画及び第1段階の具体的事項

に関して、廃止措置計画の認可の基準に適合していることを確認したとする原子力規制委員会の審査結果は妥当なものと判断する。

付言、要望事項でございます。「1 審議で確認した主な事項」を踏まえ、原子力安全専門部会としての付言、要望事項を次のとおり取りまとめた。については、愛媛県から、四国電力及び国に対して要請するとともに、適宜、取組状況を確認することを求めるものである。

「1 廃止措置期間中の安全確保等について」、伊方発電所2号機の廃止措置に当たっては、既に廃止措置を行っている1号機及び供用中の3号機を含めた発電所全体の安全確保を最優先に取り組む必要がある。また、先行プラントを含め廃止措置技術に関わる国内外の知見や1号機の廃止措置作業で得られた知見を2号機の作業に反映させるとともに、1、2号機で得られた知見を3号機の安全対策に活用するなど、発電所全体の安全性向上に努めること。廃止措置における従事者と公衆の被ばく線量について、線量限度を満たした上で合理的に履行可能な限り低くするよう努めること。また、国は、原子力規制検査などを通じて、事業者の保安活動への取組みをしっかりと監視・監督すること。

22頁をお願いいたします。「2 人材確保・育成について」、廃止措置に関しては、約40年にわたる長期的な作業であり、3号機は今後とも供用していくこととしていることから、これらを安全に行うため、四国電力においては、教育訓練の充実・強化に加え、他電力等との連携を強化すること等により、知識・技術力の維持・向上を行い、人材の確保・育成に取り組むこと。また、国においては、原子力業界全体における、人材の確保・育成に努めること。

「3 低レベル放射性廃棄物の処分について」、廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分先については、現時点において明確にされておらず、確実に取組みを進めていかなければならない重要な課題である。四国電力においては、これら廃棄物の処分について発生者責任の原則の下、責任を持って取り組むこと。また、国は、事業者の取組みが加速するよう積極的にサポートするとともに、放射性廃棄物処理・処分に係る政策推進のためにも、クリアランス制度等について、国民の理解促進に向けた取組みを実施すること。

「4 今後の段階的な確認について」、今後、四国電力は、第1段階において、第2段階以降に実施する廃止措置の技術的な検討を進めていくこととなるが、各段階における詳細なプロセスや進捗状況などについて、適切な時期及び間隔で、原子力安全専門部会に対し、説明すること。また、国は、原子力規制検査などを通じた廃止措置作業の確認状況について、適宜報告すること。

本報告書の説明は以上でございます。

○望月部会長

ありがとうございました。

この内容につきまして、欠席の委員からご意見、コメント等ございましたら、事務所のほうからお願いします。

○事務局

本日ご欠席の宇根崎委員及び岸田委員からは本資料について、部会として取りまとめた内容は適当と認める旨の回答を頂戴しておりますので、ご報告させていただきます。

○望月部会長

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

こちらのほうも、これまでの審議内容を踏まえていろいろ入れ込んでもらっていると思うんですけども、足りない点とか、ちょっとニュアンス違うよとかという点がございましたら、ご指摘いただけたらと思います。

中村先生。

○中村委員

非常に分かりやすい説明でありありがとうございました。

ただ、今おっしゃっていただきました付言、要望事項の中の1番ですね。「廃止措置期間中の安全確保等について」の中に、「1、2号機で得られた知見を3号機の安全対策に活用する」と書いてあるんですが、これは具体的にどういうことかなということが、少し捕捉しにくい部分かなと思ひまして、1、2号機は運転をしていなくて、それで今、廃止措置中なんですけど、廃止措置中の作業で得られた知見をどういうふうに運転中の3号機の安全対策に活用するかということが分かりにくいなと思ひました。

それで、もう一点なんですけども、この資料2の3頁に廃止措置全体の時間的な経過といひますか、40年というのをどういうふうに考えるかという話があったわけです。それで、40年というのは、思い起こせば、私が仕事を始めて今まで大体40年ぐらいですね。ですから、そういう意味でいひますと非常に長い期間かかるわけですし、それで今のご説明いただきました22頁の最後のところに、「今後の段階的な確認について」というのが書いてありますけれども、「適切な時期及び間隔で、原子力安全専門部会に対し、説明すること」と書いてあるんですが、これは当然のことだと思ひますけれども、適切な時期及び間隔というのがどのような時間的なイメージなのかというのがなかなか分かりにくいです。それで、ひょっとすると今の委員は全員なくて、次の別の委員が過去にこういうことがあったけれども、こういうことをこれから話すといった話になると、その情報の継承といひか、どういったことに取り組みされてきたといったところが分かりにくいかなと思ひまして、以上2点お伺ひします。

○望月部会長

いかがでしょう。これどちらに聞いたら。

○事務局

はい。まず、1点目の21頁の「1、2号機で得られた知見を3号機の安全対策に活用する」という記載ですけれども、こちらは具体的にこれというものはないんですけれども、例えば除染とか、そういった1、2号機の廃炉の中で新しい知見が得られれば、3号機の活動の中で反映していくというようなことで、廃炉だからといって3号機は関係ないということではなくて、知見が得られれば3号機にも知見を反映していくのではないかとということで記載しております。

続きまして、22頁目の4項目目の「適切な時期及び間隔で」という記載でございますけれども、こちらにつきまして、現状、1号機の廃止措置の状況につきましては、年度末に行っている管理委員会で伊方発電所の状況ということで、年1回説明しておりますけれども、廃炉がより本格化していけば、その期間を短くするとか、そういったことも考えられますので、ここでは適切な時期、間隔ということで書いております。

今後、必要があれば年に1回という時期は、見直していくというふうに思っております。

○中村委員

ありがとうございました。

そうしますと、今の話を私なりに解釈いたしますと、21 頁の「廃止措置期間中の安全確保等について」は、これは発電所全体としてのマネジメントの中で、1、2号機で作業している内容が3号機の何かに作用を生じる可能性は、私はないと思うんですけども、何らかの安全性の向上に関わる内容があれば、それを3号機にも反映するということだと理解しました。

それから、最後の質問について、適切な時期及び間隔というのは年に1回行っていることを話し合っていくことだと思いましたが、ちょっと戻って申し訳ないんですが、先ほどの乾式貯蔵の話もそうなんですが、要望がいくつかあります。例えば、「国においては」とか「国は」とか、私ども、国に対して何か要望をすると、それはその要望の結果が返ってくるかというとなかなか難しいところがありまして、それでここに書かれている内容は言いつ放しにしないというのが非常に重要なことだと思っておりますので、これに対してどういう対応をするかといったことを、実は、私はこの委員会に参加させていただきましてから、こういった大物の議論というのは昨年からのトラブルがありまして、その時にこういった報告書でこうしますといろいろなことが、審議結果の中でまとめられてきておりまして、その度に非常に良いなと思っていたところでもありますけども、そこで要望のこと、今回も出ましたけども、四角に囲まれて、〇〇についてということで書いているわけですけども、これについて、個々の内容を言いつ放しにしないということで、できればそういった内容をどこかにリストを作っておいて、それでさっきこの廃炉につきましては1年に1回が適切な時期及び間隔だということだと思いましたが、ほかの案件については、もう少し短い間隔、あるいはもう少し長い間隔というのがあるので、そういったものを、どういうふうこれから確認していくかというところが、大事だと思いますので、そういった委員会としての全体的なこれからの議論とか情報の確認とかについて、包括的に計画をお立ていただいて、それで今後審議に付していただければ非常に良いかなと思ったんですけど、どうでしょう。

○事務局

ご要望については、中で検討させていただきたいと思います。

○望月部会長

非常にもっともなことじゃないかなと思います。確かに21 頁の内容は、直接1号機、2号機の廃炉のことが3号機に活かされる事案というのは少ないような感じはするんですけども、全体として考えて安全性の観点から何かあればというような意味に解釈するのは中村先生のおっしゃるとおりかなと思います。

確かに、国に対して要望書を書いて、要望書をまとめて提出するということは、この部会の一つの目標というか、すごくいいことだと思うんですけど、確かにその後、それがどうなったのかというのがなかなかフィードバックされない面もあるし、あるいは、国から来たときに、それをまた新たに聴き直すということはあるかもしれませんが、報告として出てくることは少ないので、こちらからあの件どうなったのというのをリストとかにまとめておくといいかもしれないです。運用の面ですが。

そのほか、ございませんでしょうか。森先生。

○森委員

全体としてはよくまとめられていて、私としては評価といたしますか、いいなと思っております。

ただ、さっきの資料1の議案でもそうでしたが、この資料でも22 頁で4のところ、「今後の段階的な確認について」というタイトルで、「適切な時期及び適切な間隔で、原子力安全専門部

会に対し、説明すること」となっているんですけども、先ほどの中村委員のご指摘のように、この適切性というのが一つも担保されていないんです。結論から言えば、この廃止措置につきましても、それから先ほどの乾式貯蔵施設につきましても、さんざんいろんな議論がなされて、それはそれで審議過程においては細かな説明を聴き、そして私たちは細かく理解してきたつもりではありますが、それが今度、実施に移されたときに、どうなっていくのかというのは、言ってみればモニタリングの状況というのが担保されているとは確信できないんですね。つまり、ここでは適切な時期、間隔という実施者にとっていかようにでも変えられるものではなく、例えば定期的にとか1年に1回とか2年に1回とか、そういうふうにある程度決めておいたほうが、私自身はいいかなと考えています。

つまり今、審議をして理解しているけど、またこの頭になるには相当時間がかかるし、それに委員の皆さん、変わっていくであろうし、そんなときにまた思い起こすのも大変で、言ってみれば毎年、2つの審議をやっていますよね、安全に関するモニタリングも。ああいうのと同じように、重要な視点に関して、それがどのような進捗になっているのか、それが計画に対してどのように実現がされてるのかということは何か報告していただくような形式になっているほうが、包括的な安全性を確認するという仕組みとしてはいいんじゃないのかなと考えます。以上です。

○望月部会長

ありがとうございます。この点、いかがでしょうか。実際には、現地調査を含めて、7回ということだったんですけど、年に1回とか2回とかいうふうな担保というか、そういうのを数字で入れといたらどうかなということなんですけど、親委員会のほうは最低年に1回はするというのは一応決まっているんですけどか。

○事務局

決まりではないです。

○中村委員

今の期間を決めてそれで話をするというのは、それはそれで良いと思うんです。やる必要が、私はあると思っています。それで、ただ四国電力さんの中のお話を想像しますと、業務として、これら宿題になっている内容については、ずっと通年なさっていらっしゃるわけですよ。通年かどうか分かりませんが、通年なさっていると、それで、会社の中ではそういった報告等はされていらっしゃると思うんです。ですから、そういったご苦勞をして、こういう言葉を使ってよいかと思いますけど、適宜、その際、ここは進捗しましたといったことが分かるような形で、こういったことでまた話をさせていただくことができれば、これがコミュニケーションであって、それであるべくそういったインタラクションを増やして、それでお互いに意見交換をするという場を設けて、こういった効果、お互いの顔が見えなくなることが無いようになるべくそういった機会を増やした上で、かつ現状はどの程度かといったことを、この数年のこの専門部会の話もかなり広い範囲にわたっていたと思いますので、そういったことが伊方3号、1号、2号の取組みに常にここの中に出てくることになれば、全体として動きが分かってくるといったことが出てくるんだと思いますので、そういったことを進めていくことで、お互いのほとんどないとは思いますが、新しい問題だったり課題であったり、もしかしてよいアイデアが出てくるようなことがあれば、より良いと思いますので、できればそういうことを増やして、それで意見交換ができればいいと思いますが、いかがでしょう。

○望月部会長

ありがとうございます。まさに中村先生言われたことが、この原子力安全専門部会の目的というか、そういうことだと思うんですけども、そしたら、この「適切な時期及び間隔」というのを「適宜」という言葉に変えたほうがいいですかね。多分、内容は同じだと思うんですけど、何か問題があったりとか、説明する事項ができたときには、実際に開催できているわけで、それは継続できると、我々がいなくなっても継続できるようにしたいという気持ちだと思うんですけど、それを言葉に表しておきたいということだと思うんですけど。

高橋先生。

○高橋委員

そのことに関しては、委員会の任務ですね。その中に書かれているから報告書にあえて書かなくてもいいような気がするんですけどね。こういうときに、この原子力安全専門部会を開くということが設置要綱に書いてありますよね。それから、国の関係とかも話に出ましたけれども、国も独立に、何かにつけて四電さんが何か変更したいとかのときに、相談を持ちかけてやるし、それを受けて専門部会もやるわけで、出どころは四電さんですよ。そしたら、四電さんのところから結局くるから、そこを素通りするかという絶対ないと思いますので、報告書に書く必要はないのかなと思うんですけどね、どうでしょうか。そこら辺は、この委員会なり事務局と相談だと思うんですけど。

○望月部会長

おっしゃるとおりだと思います。まさに、この専門部会の意義というか、そういうところなので、それがなくなるということは、この部会がなくなるということかなと思いますけど、いかがでしょう。

○森委員

善意を前提にすることは美しいことだとは思いますが、担保をするというのは、また意味が違うと思います。ですから、設置要綱には、そういうことは一つも書いていませんし、この報告書は部会の報告書であって、部会が県を通して四国電力さんとか国にという報告書ですから、だから、県の報告書でもない、部会の報告書です。ですから、部会が県に付度をしては部会の意義がなくなるので、ここはそういう善意ではなく、つまり適宜というのは、とてもよく分かります。意味は分かっているんですけども、ですから、必要以上に四国電力さんのご負担にならないようにとは思いますが、ある意味、安全性を担保する、その中にはリスクコミュニケーションというようなことももちろん入ってくるわけですので、そういう意味からして、適宜という言葉にプラス、何か確実に、つまり最低限このようにやるというようなことは何か含まれたような表現であるべきだというふうに、私自身は考えたので、こういう発言をいたしました。

○望月部会長

ありがとうございます。落としどころは大事だと思うんですけど、今年度は7回ということで、例えば少なくとも年に1回を目標に、この委員会に説明してもらおうというか、委員会を開くというか、目標をという言葉をちょっとかませて、少しくッションを置くというか、そういうことで回数を入れても、実際には十分にそれ以上のことができるかなとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○森委員

よろしいでしょうか。

今は、廃止措置計画の妥当性、適切性という審議ですから年に7回かも分かりませんが、実際にこの計画が進み始めたら、それほど必要に感じるようなことはなくなってきて、自然に回数が少なくなり自然にもう開いてくるというようなことになってしまうと、今思っている、何というか、集合的な知といいますか、集合的な認識というのがやっぱり劣化すると思うんです。従って、最低限、例えば年に1度は報告していただくというように、それが例えば昨年とあまり大きく変わりませんというような内容であっても、それは一向に構わないと思うんです。でも、同じ言葉で、その言葉で定義されている状況が昨年はどうで、今年はどういうふうになっている、来年はどういう予定だというようなことが、いつもこの集合体で認識されている状態が、いわゆるモニターだとか監視だとかという状態が実現できている状態だと思うんです。したがって、それを担保できるような何か表現、今の表現でも悪いとは言いませんし、適宜というのも大人の表現としていいと思っているんですけれども、善意を前提にするのではなくて、ある程度確実にみんなが忘れないでやっていけるという、そういう意味での、例えば事務局側として、あるいは四電さん側として、何か許容できるような表現の仕方というので、直接的な何か定量的といいますか、そういう言葉を入れておけば部会としてのコミュニケーション、それから県民の皆さんを代表としてのここでの議論ですので、それは担保できるかなというふうに思いました。以上です。

○望月部会長

ありがとうございます。森先生らしいご意見ありがとうございます。

そういう意味では、それ以上やったらいけないということではないので、年に1回はそういう報告をしてもらうような形で、「少なくとも年に1回は」というのをに入れてもらうというのは、いかがでしょうか。事務局のほういかがでしょうか。

○事務局

はい。承知しました。

○望月部会長

そういうことで、あまり新しいことがなくても報告をしていただいて、ちゃんとコミュニケーション取ってやっていこうということでしたと思います。

○中村委員

私の思いつきについて、いろいろ議論していただいて、年に1回ということが担保されると非常に良いと思いますので、ただ、今回の2号炉についての廃炉の話をしているんですが、1号炉は既にやっているわけですし、それで1号炉ってどうだったっけというふうになっているときがあります。できれば、そういった機会を通じて1、2、3号機全部、分け隔てなくお話しいただいて、それでせつかく1、2号機でやられた知見を3号機のほうに活かすといったこともありますので、そういった総合的な発電所全体のマネジメントについて、少しでもお話いただくということができれば非常に良いなと思いますけど。

○望月部会長

ありがとうございます。

それでは、お願いします。森先生。

○森委員

森でございます。

もう一点、今度はエディトリアルのことなんですけれども、16頁の審議結果、第6、審議結果のところの2行目です。「審議された結果」とあるんですけど、「審議した結果」だと思います。ここのところ、私、最初は慣れるまで、今日の推進監のご説明のときでも規制委員会の審査のところは全部審議とおっしゃっていましたし、審査と審議がとても分かりにくいので、こういう両方が出てくるところは、例えば第6の審議結果というのは、部会審議結果とか、部会によるとか、何かそういう言葉を入れたほうが初めて見る人にとっては分かりやすいのではないかなというふうにちょっと思いました。これは、全体に関わるので、あくまで注意喚起という意味です。どうしても直してほしいと思ったのは、「審議された」は、「審議した」だなど、これは思ったんですけど、それ以外の前の報告書もこの報告書も審査結果と審議結果というのが両方が出てきて、審査のときには国の委員会というふうには書いてあるんですけど、審議のところは全部抜かれた格好になっているので、それが文章の中に2つ現れた場合に、どっちがどっちか分からなくなって、多分、これ文章書かれた方もそのときに一瞬どっちがどっちか分からなくなっていたら、「された」ということになっているような気がします。そういうことを考えると、全部ではないんですけど、ここは紛らわしいなというところは部会という言葉の一つ審議の前に入れていただいたほうがいいかなというふうに感じました。以上、コメントです。

○望月部会長

ありがとうございます。

そしたら、最初の「審議された」は「審議した」に直していただくということと、それからやっぱり、論文でもそうですけど、やっぱりその論文をはっきりとクリアにするためには、そういうところをしっかりと押さえて、頭の中で念を押しながらやっていくというのがきれいなまとめに、レポートになると思うので、その辺もできるだけ配慮してつくっていただけたらいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○事務局

全体、ご指摘を踏まえまして、整理したいと思います。

○森委員

よろしくをお願いします。

○望月部会長

渡邊先生。

○渡邊委員

22頁の取りまとめに関してですけども、1号炉の廃止のときも我々は同じ議論をして、同じような報告書をつくって同じように国への取りまとめというのをやってきたんですね。その後の状況はちょっとよく分かりませんが、国へのいろいろな要望の前に我々ができることというのもあるって、例えばこういう人材育成であったら、低レベルの廃棄物の問題を抱えている自治体というのは、例えば九州ですと佐賀県であったり、関西であったら福井県であったり、そういう自治体もあるわけですよ。やっぱり、我々ができることというのは、例えば県レベルでそういう

自治体と一緒にいるんな問題に取り組むと、まさに廃棄物の問題でも取り組むというのは、県は国だけに要望するんじゃなくて、県が自主的に取り組む姿勢がやっぱり大事だと思うんですね。我々、大学の人間も原子力人材育成というのがあって、我々の分野ではまさに伊方1号炉の廃炉材の研究というのをやっているわけですね。そういうものが最終的にはこの報告書にあるような伊方3号炉の安全性に寄与できると信じて、そういうふうなことでやっているんですね。ですので、そういうふうな取組みというのが大学でも地元でも可能なわけで、そういうふうなのをできるだけやっぱりもう少し取り組んでもらって、それを支援するという枠組みを上手にしっかりつくってもらいたいですね。我々も予算がなくてやっているわけで、それは我々も長く続かないんですね。もう少し長いスパンでもって地元なり、電力会社は電力会社同士の、例えば九電と関電が同じような廃炉をやっているわけで、そういうものを横方向でしっかりと取り組んでもらって、伊方3号炉なり、ほかの原発の安全性を評価するようなことをやはりしっかりやってもらいたいですね。そういうふうなものが残念ながらあまりしっかり見えてこないんですので、やっぱり地元のレベルもありますし、我々大学のレベルもありますし、電力会社の考えなりもあるでしょうけれども、そういうふうなものを一体となって伊方3号炉の安全、原子力の例えば人材育成にしても、原子力関連産業の向上にしても取り組んでもらいたいですね。それが私の希望というか、コメントですね。以上です。

○望月部会長

ありがとうございます。

○事務局

自治体の取組みということかと思えますけれども、県といたしましては、普及対策事業というのをやっております、その中で発電所の見学会であるとか、原子力関係の講演会等を開催して、県民の放射線とか原子力に関する正しい知識の普及・啓発等に努めているところでございます。私ども自治体としては、そういった取組みを今しているところでございます。

廃止措置作業に支障を来さないように、人材育成といったことに関しましては、国などに対してしっかりと要請していきたいというふうに思います。

○望月部会長

人材育成は入れ込んでもらいましたが、渡邊先生が常日頃から言われてるように非常に重要な部分ですので、安全に運転あるいは廃炉するためにもしっかりと人材を育成して、継続的にやっていくということは非常に大切なことだと思います。

そのほか、ございませんでしょうか。村松先生。

○村松委員

非常に細かいところですが、今の21頁の中に、21頁の一番下から3行目のところに、従事者と公衆の被ばく線量について、「合理的に履行可能な限り低くするよう努めること」ということが書いてあるんですが、放射線被ばくについて議論するときは、普通は「合理的に達成可能な限り」と言っていると思うんですね。これ、何か履行にしたのは理由があったんでしたんでしょうか。

○望月部会長

下から3行目ですけど、確かに達成と使いますね。

○事務局

当日の議事録は今ちょっと確認してないんですけども、その辺のやり取りを踏まえて書いていますが、「達成可能な限り」ということに修正したいと思います。

○村松委員

ALARA (As Low As Reasonably Achievable) ではなくて、ALARP (As Low As Reasonably Practicable) の方のときに実行可能な限りということがあります。ほとんど同じ意味だと思っ
ているんですけども、ここではICRPのほうを、というか放射線防護の原則のほうを言っている
と思いますので、「達成可能な限り」に合わせておくほうがいいかなと思います。

付け加えてのコメントですけど、ここでICRPの原則に従って、ALARAの考え方をち
ゃんとやってくださいねと言っているのは、非常に当たり前のことを言ってるように見えるかも
しれませんが、望月先生も言われたり、私も言ったりしているのは、合理的に可能な限りという
レベルは、ものすごく曖昧なように一見、見えますけれども、そうではなくて、できる最善を尽
くしてもらいたいということです。私の質問に対して、四国電力さんは自分たちで他の先行プラ
ントでやっていることとか、海外でやっていることも調査して、できることはちゃんとやりたい
ということをおっしゃったと思うんですね。それが非常に大事なことで、どこかで誰かがやって
いるということは経済的に考えても可能だということなんですね。だから、ALARAを達成す
るということは事業者の知識レベルにもものすごく依存していることなので、ちゃんと得られる知
識はちゃんとそろえておいて、それを実行するようにしてくださいということを含んでいると思
います。

それからもう一つは、簡単に予想できる事故トラブルみたいなものはなるべく事前に予想して、
未然に防ぐように努力をしてくださいということも含んでいると思うんですね。そういうことを
この言葉の中に込めているということは、ここで確認しておきたいと思います。これは文章を変
えてくださいという意味ではなくて、そういうつもりでございましたということです。

○望月部会長

ありがとうございます。

合理的にというのが、非常にやっぱり「As low as reasonably achievable」ということで、放
射線の診断機械とかでも、最近では画像の再構成がAIを使った再構成をしたりとかで、少ないX
線の線量できれいな画像が得られるようなそういう技術ができたりしてきているんですけども、
そういうことも含めての合理的という意味かなというふうに思いますので、時代によって新しい
知見によってその辺は変わりつつあることですので、常にやっぱり勉強しておくという姿勢が大
事かなと思います。それを忘れないようにということで、そういう技術ができて、それを取り
入れようとしなないとかなかないかないすよね。皆さんがよく使われているX線、CTとかもそ
ういう技術がどんどん出てきて、発売されてきているんですけど、それを取り入れようしないと、
それを使って、皆さん患者さんに還元できないという面がありますので、それを、ALARAを
常に忘れないようにするという姿勢は非常に大事なことかなと思います。

そのほか、ございませんでしょうか。

3 その他

○望月部会長

審議事項の1、2は終わったんですけど、あとその他というのを一応付け加えているんですけど、全体を通じて何か委員の先生方から、何かございませんでしょうか。

渡邊先生。

○渡邊委員

3号炉の第15回定期検査期間が非常に長いということになっていまして、点検が長引くと福島原発事故のときにも、いろいろ心配したんですけども、配管の保守管理だとか、機器の点検だとかという作業が発生します。それから配管や機器をどういうふうな状態で、例えば蒸気発生器や色々なところを保管するかということが関係してくるんですけども、そういう第15回定期検査の長期の停止に関わる点検だとか保守、保全の在り方というのを説明していただけませんか。

○四国電力

四国電力原子力本部長の山田でございます。ちょうど時期がよかったんですけども、昨日、3号炉の第15回定期検査のプレス発表をしております。裁判の決定が来年3月ということと、特重の設置期限が3月なので、我々、裁判は一生懸命やりますけども、長期停止の可能性があるということで計画変更をしております。伊方3号機の場合は、福島原発事故で止まりまして、約5年半ぐらい長期停止を経験しております。その間も、先ほど渡邊先生が言われましたとおり、保管対策をしっかりとやる等によって、5年半ぶりに再稼働を果たして、トラブルなく再稼働できました。昨日に報告した内容というのは、いわゆる保管対策、先ほど言われましたけれども、例えば蒸気発生器であれば窒素封入をすとか、それぞれの機器によってこれら保管対策を速やかに実施してまいります。

それと、停止中でも動いている機器がございます。ディーゼル発電機とか、そういうところについては、点検をします。それと、停止が約2年近くになりますので、次回点検に予定していた、例えば1次系配管の取替工事とか、そういうことを今回の定期検査で実施ということで、来年10月まで最悪かかりますので、その間にしっかりと安全対策をして万全を期してまいりたいと思っております。以上でございます。

○渡邊委員

よろしいですか。3.11で止まったときは、対策としては湿式と乾式といういろんな方法を併用しながらやってきたんですね。それと同じような対策というのを、今回の配管の保全に関わるものとしては、全く同じ対応になるんですか。

○四国電力

前回の約5年半停止しました、それと同じような対応を取って、保管対策をしっかりとやりたいと思っております。

○渡邊委員

分かりました。

○望月部会長

そのほか、ございませんでしょうか。高橋先生。

○高橋委員

この委員会の確認ですけど、この委員会に議論するのは、知事から諮問があったことをここで議論して、知事に返すんじゃないんですか。それを踏まえて、知事は原子力行政を考えていくわけでしょう。

○望月部会長

そうです。

○高橋委員

だから、知事にこの議論を理解してもらえるような文章を、まずは報告書もそうですけども、そういうものですよ。じゃあ分かりました。

○望月部会長

せっかくこの委員会、遠くからいらっしゃる先生も、お忙しい中来ていただいているので、やっぱり審議した内容はしっかりと役立てていただきたいというのが我々の気持ちだとも思いますし、そういう方向でこれまでどおり、進言して活かして行ってほしいなというふうに思っています。

そのほかはございませんでしょうか。

では、特にないようですので、本日の専門部会を終了いたします。四国電力におかれましては、今後も新たな知見を継続的に収集し、安全対策の不断の向上に努めるなど、伊方発電所の安全確保を最優先に取り組むとともに、その取組みを県民に対して丁寧に説明していただくようお願いいたします。

また、委員の先生方には長時間にわたり熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。記者の皆様、傍聴の皆様もお疲れさまでした。どうもありがとうございました。